

令和 5 年度  
東京都病院診療情報デジタル推進事業  
(電子カルテシステム導入)

入札仕様書

医療法人社団三医会 鶴川リハビリテーション病院

## I. 仕様書概要説明

### 1. 電子カルテシステム化の基本方針

#### 1.1 電子カルテシステム化の基本方針

- (1) 医療情報システムを安全に管理・運用する為に、また病院側の運用負担軽減の為に、電子カルテシステム・医事会計システムをクラウド型のサービスで提供すること。
- (2) 関係法令等を遵守していること  
電子カルテのインフラを実現する為に、「法令に保存義務が規定されている診療録及び診療諸記録の電子媒体による保存に関するガイドライン」に対応可能なシステムであること。  
下記ガイドラインに対応した、電子カルテシステム・医事会計システムサービスであること。
  - ・医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(厚生労働省)
  - ・医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン(経済産業省)
  - ・クラウドサービス事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン(総務省)
  - ・医療情報を受託管理する情報処理事業者における安全管理ガイドライン(経済産業省)
- (3) 標準的なシステムであること  
デファクトスタンダード(de facto standard:業界標準)を目指したシステム  
チーム医療、ネットワーク型医療を推進する為に、データ交換に関する標準化技術を積極的に採用した、最先端かつ標準的なシステムであること。
- (4) 信頼性を有したシステムであること  
システムのノンストップ・ノーダウン運用を実現するとともに、患者プライバシー保護に配慮した高度なセキュリティ機能を提供できるシステムであること。
- (5) メンテナンスの容易なシステムであること  
短期安定稼働とシステム稼働後の維持費用の逡減を図る為に、高品質で稼働実績を有したパッケージソフトウェアの適用をベースにシステムを構築すること。
- (6) 利用者の操作性の高いシステムであること  
診療情報をより簡単に、よりスピーディに入力する為に、テンプレートやシェーマ等の簡易入力ツールを提供すること。

#### 1.2 電子カルテシステム構築の基本方針

- (1) ペーパーレスの運用に基づくシステム  
電子カルテを核として、患者を中心に発生する診療情報を発生源で捉え関連部署とシームレスに連携することで、必要な情報を必要な時に活用できるような、ペーパーレス運用を前提とした診療支援環境を実現できること。
- (2) デファクトスタンダードによるシステム  
システムで扱うデータ・プロトコル、各種OS、データベースは国際標準、業界標準を積極的に採用すること。  
サーバはUNIX, Windows, クライアントはWindows相当のOSを搭載すること。
- (3) 必要十分なセキュリティ機能を搭載するシステム  
必要十分なセキュリティ機能を搭載することを条件に、将来的には、外部ネットワークを通じて、異なる医療施設間でも患者診療情報を交換できるように、今回導入するシステムにおいてXML形式によるデータ出力が可能なこと。
- (4) 作業能率の向上を実現する水準を有するシステム  
全ての端末は、ネットワークに接続されるものとし、入出力業務の応答速度は、病院業務を円滑に遂行し、かつその作業能率の向上を実現する水準を有するものとする。
- (5) 発生源データ入力に基づくシステム  
システムは、各部署より発生源で入力されたデータを各サーバで管理すると同時に必要な部署の端末及び各システムで即時対応が可能であること。
- (6) 操作性の簡便化を図るシステム  
端末入出力操作を容易にするため、操作画面及び操作説明等のヘルプ機能をウィンドウ形式または同等以上の最新のGUI機能(Graphical User Interface:グラフィカルユーザインターフェース)で提供すること。
- (7) 24時間運用のシステム形態について

システムの処理形態は、クライアントサーバによる分散処理を全面的に採用し、24時間運用の院内情報サービスを実現し、日次、月次処理においても支障を来さないような構成を採用すること。

- (8) システム化の対象業務及び実施時期について  
システム化対象業務及び実施時期は、新システムの初期計画の段階で各担当者と十分な協議を行って決定することとし、請負者は病院の運用及び要望に対して、柔軟に、かつ迅速・的確に対応できること。
- (9) 教育訓練等の準備について  
システム構築は、令和5年12月から令和6年3月までの準備期間中に十分な訓練ができ、令和6年5月の運用開始時に円滑な実運用に移行できること。
- (10) 情報の保持期間について  
各システム単位に必要となる情報の保持期間に関しては、原則5年とするが、詳細については別途協議の上で決定し即時対応可能な状態で保持すること。
- (11) ネットワークについて  
病院とデータセンター間で当該情報そのものに対する暗号化等のセキュリティ対策を実施すること。たとえば、SSL/TLSの利用、S/MIMEの利用、ファイルに対する暗号化等の対策が考えられる。その際、暗号化の鍵については電子政府推奨暗号のものを使用すること。
- (12) データのバックアップについて
  - ① データのバックアップは自動で行うことができること。
  - ② 障害時等にはバックアップ時点までデータの回復が可能なこと。
  - ③ データベースについては、障害発生直前の同期点(コミットポイント)まで回復が可能なこと。

### 1. 3データセンター要件

- (1) JQAデータセンター安全対策適合証明を取得していること。
- (2) 建物の環境性能評価CASBEEで最高ランク「Sランク」の評価を取得していること。
- (3) 日本データセンター協会が定めるファシリティ基準項目に準拠していること。また、すべての評価項目でティアⅢ以上の評価を有していること。
- (4) 第三者による監査報告書を提出できること。
- (5) 日本情報処理開発協会(JIPDEC)が管理する、個人情報取り扱いに関する認定制度プライバシーマークを取得していること。
- (6) 電力会社からの受電経路を2回線以上確保していること。例:「本線予備線2回線受電方式」等
- (7) 電力会社からの給電が停止した場合でも、非常用発電設備が自動的に稼働し、電力を供給する仕組みが整っていること。
- (8) データセンター内の主要設備は、それぞれ冗長構成をとっていること。例:「非常用発電設備」「CVCF」「バッテリー」等
- (9) 24時間365日安定した運用が可能であること。
- (10) 24時間有人監視を実施していること。
- (11) 有人受付、機械式入退管理のいずれの場合も認証履歴を取得し、定期的に履歴を検証して、不審な活動が無いことを確認すること。
- (12) 建物、部屋に対する不正な物理的な侵入を抑止するため、侵入検知装置を導入すること。
- (13)  
医療情報が保存されるサーバ機器等への不正アクセスを防止するため、サーバラックの施錠管理、鍵管理が行われていること。
- (14) 傍受、盗撮等の不正な行為を防止するため、部屋を区切る壁面、天井、床部分においては、十分な厚みを持たせ、監視カメラでの常時監視及び画像記録の保存、不正に取り付けられた装置の定期的な検出等の対策を施すこと

- (15) 自然災害、人的災害による損傷を避けるため、建物自体の防災対策を適切に実施すること。
- (16) 大規模地震に備えた広域災害対策訓練を年1回以上実施していること。

#### 1. 4その他の条件

- (1) 法定改正対応について

システムの内容に関する法令改正(薬価改正を含む)は、請負者の責任においてソフトウェア等の改造を法令改正施工前に完了すること

#### 1. 4導入対象システム

- (1) 電子カルテシステム
- (2) 医事会計システム
- (3) 既存薬剤業務支援システム(ユヤマ社)との接続
- (4) 既存PACS(リムパック社)との接続
- (5) 既存給食システム(エスエフシー新潟)との接続
- (6) 既存勤務割システム(エスエフシー新潟)との接続
- (7) 既存臨床検査システム(サイス)との接続

#### 1. 5電子カルテシステム構築要件

電子カルテシステムは、次の設計コンセプトに基づいて構築すること

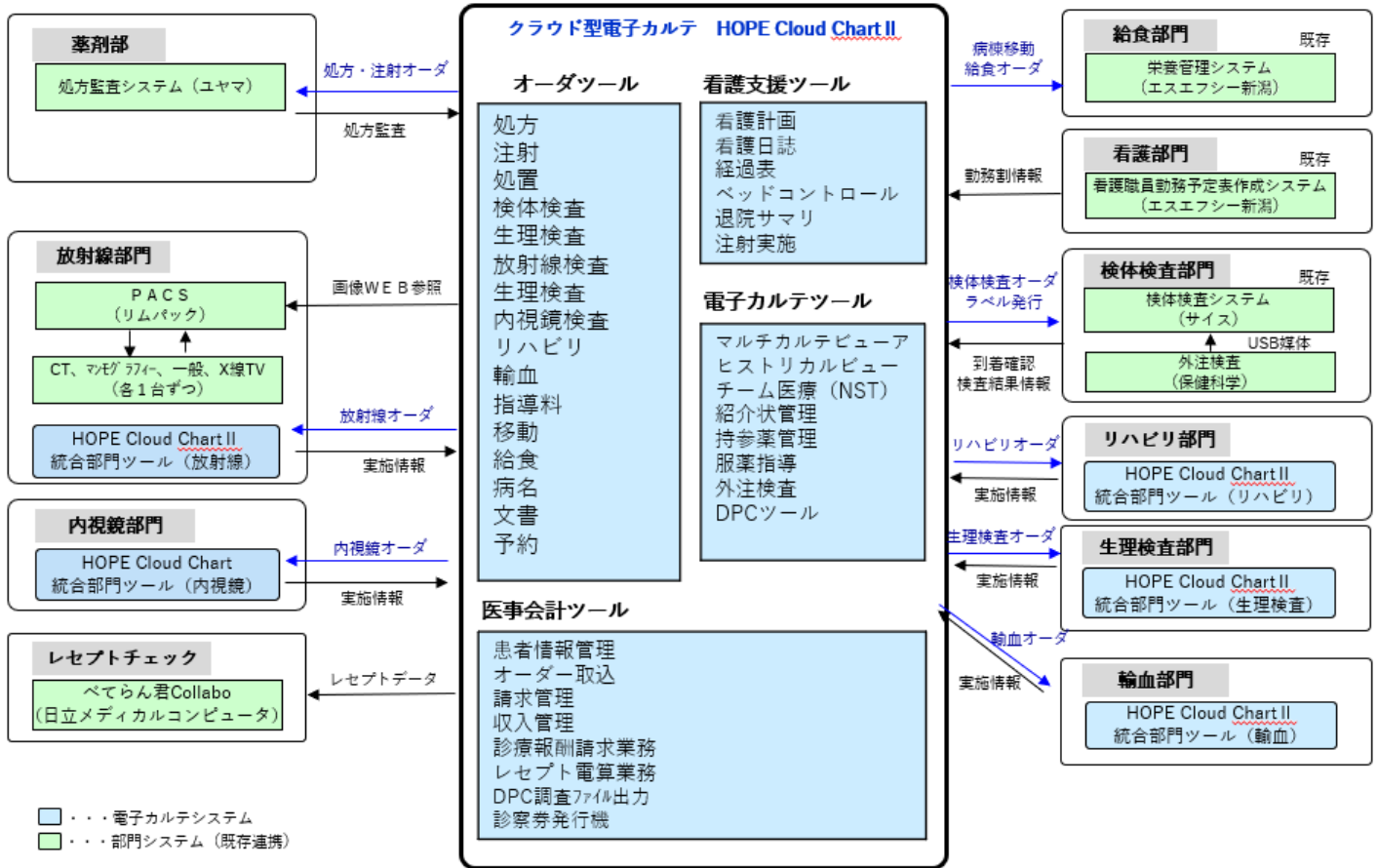
- (1) 電子カルテシステム  
「電子カルテシステム」は診療端末／電子カルテサーバシステムに加えて、病院内の各部門業務を支援するシステムを導入し、それぞれが相互に必要な情報を交換することとする。
- (2) 電子カルテシステムサーバ
  - ① 診療情報を格納する電子カルテサーバシステムでは、所見／オーダー情報などの文字テキスト情報はもとより医用画像情報などマルチメディア情報が格納できるものとする。
  - ② 不慮のシステム停止に伴う診療業務の中断を防止する為、ハードウェア構成の2重化を行い、一方を運用系、もう一方を待機系とし、運用系がハードウェア障害等で停止した場合には、自動的に待機系に切り替わるような方式とする。
- (3) データのバックアップ運用  
システムの不慮の停止時において、データベースが破壊される可能性はゼロではないので、毎日のデータバックアップ運用が必要となるが、バックアップ処理中についても電子カルテサービスの中断を伴わないようなシステム方式を採用する。
- (4) 真正性の確保  
「電子カルテシステム」では、厚生労働省の通達にあるとおり、診療記録としての真正性を保証する必要があり、そのためには過去データの改ざん防止策が必須となる。従って、「電子カルテシステム」では、過去データの改ざん防止策として以下の方策を実施すること。
  - ① 過去データを含めて、「電子カルテシステム」に入力された診療記録を修正／削除する場合、修正／削除前の情報も保存し、どのような変更が加えられたかを画面上で判別可能とすること。
  - ② 「電子カルテシステム」への入力を行った場合には、その入力者が判別できるよう、アクセス記録を保持すること。
  - ③ 例えば、医師以外の職員が所見情報や処方オーダーを入力できないように職能ごとの利用権限設定を行うこと。

#### 1. 6システム上の重要度と信頼性対策

- (1) バックアップタイミング  
バックアップタイミングは、日次処理とすること

## 2. システム全体概要

### 2.1 電子カルテシステム全体概要図



### 2.2 電子カルテシステム稼働時期

令和6年3月25日(予定)

### 3. 物品名及び構成内訳

病院総合情報システム 一式

(構成内訳)

#### 3.1 ハードウェア

(1) サーバ 各一式

・電子カルテシステムサーバ 一式

(2) 周辺機器(以下の台数を必要最低数とする)

- ・電子カルテ端末(デスクトップタイプ) 17台
- ・電子カルテ端末(ノートタイプ) 37台
- ・ページプリンタ(A4モノクロ) 15台
- ・スキャナ 4台
- ・ラベルプリンタ 6台
- ・バーコードリーダ 20台
- ・ネットワーク機器関連 一式

## 4. 保守

### 4.1 日常サポート

日常業務におけるトラブル解決の支援ならびに原因調査を行うこと。  
リモートメンテナンスにおける遠隔操作、もしくは電話・FAX・Eメールにて対処方法の連絡を行い、問題解決にあたること。

### 4.2 サポート時間帯

下記時間帯の日常保守サポートを必須とする。

**【通常時】**

9:00-19:00(月～金) 9:00-17:30(月末・月初の土曜)

**【緊急時】**

上記時間帯以外の緊急時には連絡の取れる問合せ先が用意されていること。